

後期高齢者医療制度の即時廃止を含む抜本的見直しを求める意見書

2009年10月26日、鳩山首相は、所信表明演説で、「財政のみの視点から医療費や介護費をひたすら抑制してきたこれまでの方針を転換し、質の高い医療・介護サービスを効率的かつ安定的に供給できる体制づくりに着手する」旨の方針が示され、後期高齢者医療制度を廃止し、新たな制度を創設する考えが表明された。

しかしながら11月30日、政府の高齢者医療制度改革会議は、2013年3月まで制度を存続することを決めた。後期高齢者医療制度は、発足当初から(1)年金からの保険料の天引き、(2)2年ごとの保険料などの見直しによる引き上げ、(3)75歳以上の健康保険の被扶養者も制度移行で負担が生じる、(4)都道府県ごとの「広域連合」の運営で地域格差が生じる、(5)保険料滞納による「罰則制度」が新たに導入される、(6)現役の健保組合の負担金がふやされ、保険料引き上げになるなど問題点が指摘されてきたところである。東京都の広域連合議会の「緊急要望書」が指摘しているように、「本来、後期高齢者の医療制度は、国の責任の下に、国民皆保険の一環として国民が安心して医療を受けることで健康な生活を保障する制度であり、その費用は国が責任を持って負担すべきもの」であったにもかかわらず、現制度構築の最大のねらいは、高齢者の病気治療や健康の保全ではなく、医療財政負担の削減そのものである。この後期高齢者医療制度の最大の問題点は、75歳以上の高齢者を一般の健康保険制度から切り離すことにあり、75歳以上の高齢者だけで組織する健康保険が、保険として成り立たないことは、火を見るよりも明らかであった。

痛みを受けた国民の多数は、後期高齢者医療制度を即時廃止し、いつでもどこでもだれでも安心して医療を受けられ、長生きしてよかったと思える制度の確立を求めている。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 後期高齢者医療制度は即時廃止すること。
- 2 廃止までの期間は、国の責任において財政措置をとること。
- 3 申請により医療費自己負担が1割負担になるなど、各種の申請減額制度を申請によらず該当者全員に適用すること。
- 4 保険料や医療費の一部負担金の負担割合及び自己負担限度額の負担区分の軽減判定を世帯単位から個人単位に変更すること。
- 5 新たな制度の創設に当たっては
 - (1) 国民の合意を得られるよう、持続可能でわかりやすい制度とし、財源は全額国において確保すること。

(2) 制度の安定的な運営及び権限と責任の所在を明確にするとともに、国が主体的な役割を果たす制度とすること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年12月18日

三鷹市議会議長 田 中 順 子